

令和4年度 第2回松戸市地域自立支援協議会

日時：令和5年2月1日（水） 午後2時～4時

会場：松戸市役所 新館7階 大会議室（及びリモート）

### ○事務局・佐々木

定刻となりましたので、令和4年度第2回松戸市地域自立支援協議会を開催いたします。私は、本日、司会進行を務めます、障害福祉課の佐々木と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは初めに、会に先立ちまして、福祉長寿部長 楊井からご挨拶申し上げます。

### ○楊井部長

皆様、こんにちは。松戸市福祉長寿部長の楊井です。本日はご多忙のところ、令和4年度第2回松戸市地域自立支援協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の障害福祉行政に多大なるご支援・ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

本協議会は、障害のある方への支援体制に関する地域の課題について情報を共有し、具体的な施策の展開に結びつけることを目的としております。本協議会では、これまでも皆様からさまざまなご知見をいただき、障害者への支援体制の充実を図ってまいりました。今後も本協議会で、皆様から多くのご意見をいただき、さらなる支援体制の充実を図ってまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

本日は、事務局からの協議事項をご説明し、また各専門部会の委員の皆様からも、その活動状況を報告いただきます。ぜひ、忌憚のない意見交換を実施していただけますと幸いです。

本日は、どうぞ宜しくお願いいたします。

### ○事務局・佐々木

それでは、ここで本日の資料を確認させていただきます。

事前にご郵送にて配布いたしました資料を申し上げます。

次第

資料1 日中サービス支援型共同生活援助の評価について

資料2 令和4年度事業・委託相談支援事業所の評価について

資料3 専門部会活動報告書について

資料4 地域生活支援拠点等整備イメージ図について

資料5 松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業について

資料6 松戸市指定特定相談事業者等の現状について

足りない資料のある委員の方は、お申し出ください。

それでは、ここからは松戸市地域自立支援協議会条例第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事進行をお願いしたいと思います。雑賀議長、宜しくお願いいたします。

## ○雑賀会長

それでは、これより私が議事を進行いたします。

はじめに、本日の会議開催にあたり、委員の過半数を超えるご出席をいただいております。よって、松戸市地域自立支援協議会第7条第2項に基づき、本会議は成立することをご報告いたします。

また、松戸市情報公開条例第32条の規定により、法令等の規定により公開することができないとされている場合を除き、会議を公開するものとしておりますので、本協議会は、当該規定に従うものとします。なお、本日は3名の方から傍聴の申し出が出ておりますので、これを許可いたしますのでご承知おきください。それでは、傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入室)

本協議会の議事録につきましては、発言内容要約の上、行政資料センターおよび松戸市公式ホームページで公開いたしますことをご承知おきください。なお、会議の内容は、議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

それでは、次第に従って、議事を進めてまいります。まず、議題1「日中サービス支援型共同生活援助の評価について」ですが、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局・加藤

担当の加藤と申します。日中サービス支援型共同生活援助についてご説明いたします。それでは、お手元の資料1をご覧ください。

まず、日中サービス支援型グループホームについてですが、障害の重度化・高齢化に対応するために、平成30年度に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されて創設されたものです。

そして、その他のグループホームとの違いについてですが、基本的には世話人等の人員配置などがより充実していて、サービスが手厚いものとなっております。例えば、その他のグループホームには、夜間・日中支援ともに、常勤での世話人等の配置を必須とはしておりませんが、日中サービス支援型は、より重度の方の受け入れを想定しているため、昼夜を通じて1名以上の職員を配置することとなっております。さらには前述のとおり、1～5名程度の短期入所を併設することが指定申請時の要件となっております。

よって、施設入所支援等を要する重度の方の地域移行の促進及び地域生活の継続のための受け皿を目指すのが、この日中サービス支援型グループホームになります。

また、本市としましては、第6期松戸市障害福祉計画に記載のとおり、日中サービス支援型グループホームは、重度化・高齢化した障害のある方が地域生活を希望する場合には、必要になると考えております。そのため、地域の中での生活スタイルを確保できるよう、当該グループホームが地

域に開かれているか等について、継続的な評価を行います。

次に、資料1の実施の趣旨についてですが、1ページ目に記載のとおり、法改正に伴い、新たな類型として創設された「日中サービス支援型共同生活援助」の運営にあたり、運営者は当該事業が地域に開かれたサービスであり、サービスの質が確保されているか等の評価・要望・助言を自立支援協議会より年1回以上受けるものと千葉県の要綱に規定されていることから、実施するものです。また、新規指定申請時において、日中サービス支援型グループホームと通所事業所を同じ敷地に設置しようとするときなど、知事が必要と認める場合も同様に、運営方針や活動内容を市町村協議会に説明の上、評価を受けるものとされていることから実施するものです。

なお、新規指定申請時において、事前に評価が必要になる事業所が出てきた場合は、評価の実施時期等を委員の方々にご案内させていただければと考えております。

次に、評価の流れですが、資料の2ページ目の既に日中サービス支援型共同生活援助事業所として、指定を受けている場合の流れとなります。4月に事業所より「報告・評価シート」を含む必要書類の提出を受け、その資料を基に6月に評価を実施し、7～8月に開催予定の協議会で評価を行います。6月の評価では、協議会の事前審査会として協議会委員に参加していただき、事業所同席のもと、事業所から提出していただいた「報告・評価シート」を基に、プレゼンテーション・ヒアリングを行います。当日は、事業所より「報告・評価シート」に沿って内容を説明していただき、その後、質疑応答を行う流れとなります。そして、この評価に参加された委員の方々は、「報告・評価シート」の記入欄に評価を記載していただき、これを基に協議会で協議し、協議会としての最終的な評価を決定します。評価結果につきましては、9月頃に事業所へ通知する予定です。

評価対象の事業所についてですが、令和5年度は「あおば」、「ソーシャルインクルー松戸東平賀」、「ふわふわ松戸」、「しんわ松戸」を対象に実施する予定です。そのため、評価当日の流れとしましては、資料4ページの2の部分の「プレゼンテーション・質疑応答」を各事業所に行っていただいた後に、「評価」に移る予定です。

次に、これから指定を受ける事業所の場合ですが、3ページのような流れで考えております。こちらは主に、同一敷地内に日中サービス支援型共同生活援助と通所事業所を新規で設置しようとする場合に、評価が必要となります。単に日中サービス支援型共同生活援助を新規で設置しようとする場合は、これにはあたりません。

そして、先ほどの指定を受けている事業所・事業者と同様、事前の評価と評価会を実施し評価を行います。新規事業者の開設予定時期に伴い、7～8月に開催予定の協議会で評価を行うのか、2月の協議会で評価を行うのかに分かれます。7～8月の協議会で評価を行う場合には、6月に評価を実施。一方で2月の協議会で評価を行う際は、11月に評価を実施いたします。どちらも協議会開催の翌月に、事業所への結果通知を予定しております。また、県協議会への報告につきましては、12月末日までに行うことになっており、その後必要があれば、県から助言等があるとされております。

最後に、「報告・評価シート」についてですが、資料の6ページをご覧ください。項目4の「利用者の主な日中の活動について」の部分です。前回の協議会の際に、平山委員より、「日中、グループ

ホームで過ごす方が、なぜ外部の日中活動に参加せずにグループホームに留まっているのか。そのご自身の意思や事情と、日中グループホームで過ごされている生活事例を記載する項目をつくり、具体的にどのように過ごされているのか、事例を挙げてもらったらいかがか。」と、ご助言をいただきました。

日中サービス支援型グループホームは、可能な限り外部の日中活動等を利用し、利用者の方の生活がグループホームおよびその併設事業所のみで完結するような生活にならないことが、制度趣旨になっていますので、「外部の日中活動サービス等を活用していない方について、その主な理由と生活スケジュールの個々の事例を挙げていただく項目」を追加し、案として作成させていただきました。

それではご議論のほど、お願いいたします。

#### ○雑賀会長

ただいま事務局から説明がございました。つづいて、意見交換に入りたいと思います。

なお、発言する際には、会場の方は、事務局がタブレットをお持ちしますので、タブレットが手元に設置されましたら、マイクのボタンを押しまして、名前をおっしゃってから発言してください。リモートにより参加の方は、お名前を発声してから、そのまま発言していただいて結構です。

#### ○古川委員

既に事業を受けている方の評価の日程はわかったのですが、これからもし協議を受ける事業者があるのであれば、それを教えていただきたいと思います。あと、私も「どこの地域で」というところが完全に頭に入っていないのですけれども、「地域的に足りないな。」というか、「この地域にあった方がいいのではないか。」ということが、障害福祉課にあれば教えていただければと思います。

#### ○雑賀会長

古川委員からの質問ですが、新規の予定等については、何かわかっている状況はありますか。

#### ○事務局・加藤

現状では、「しんわ松戸」が、令和5年2月1日から開所されたというところでした、あとの具体的な情報というのは、こちらでは得てはいない状況です。

#### ○雑賀会長

先ほどの「しんわ松戸」ですが、地域的には、どのあたりになるのでしょうか。

#### ○事務局・加藤

「しんわ松戸」は、松戸市の中和倉になります。

### ○古川委員

はい、ありがとうございます。もし地域的に偏りがあるということであれば、どうなのかなと思ったのですが、特に偏りがあるわけでもなく、ある程度、松戸市内にばらけているという感じになりますか。

### ○雑賀会長

現状、4ヵ所ですか。例えば、ないエリアでいくと栄町、矢切のあたりでしょうか。どちらかというと、川寄りというのでしょうか。そちら側がないという状況のようですね。

### ○古川委員

はい、ありがとうございました。

### ○神保委員

私、いろんなところで、この手の評価項目をつくる時に意見を求められて、大体いつもこの助言をするのですが、こういった医療、介護、もしくは福祉の団体の評価項目、今回でいう添付されている「報告・評価シート」といったものをつくる時は、評価項目の一つとして、勤めている人と法人との間で、労働紛争がないかという項目を入れてはどうかと、いつも助言しています。労働紛争というのは、簡単に言うと「残業代の未払い」とか、「過労で病気になりました」ということで、従業員と法人が裁判をやっていないか。あるいは、裁判ではない別の手続きがいろいろあるのですが、そういうものをしていないかという項目を入れるということを助言しています。

この場で言うのもあれするかもしれませんが、医療・介護・福祉系の法人は、言ってしまうとブラック企業がすごく多いと、弁護士間で言われています。

従業員が過労で倒れて病気になったと言って、法人相手に裁判を起こすということも、現実ではそんなにあるわけではないですが、あります。これで法人側が敗訴すると、場合によっては莫大な額を持っていかれます。「従業員が勝ちました。」「遺族が訴訟を起こしました。遺族が勝訴しました。」となると、億単位でお金を取られます。恐らくその場合、破産してしまってその法人はなくなってしまうわけです。つまり、自分のところの従業員と法人が紛争を抱えているというのは、その事業の継続性を図るにあたって、結構大きい問題点となります。

「委託している事業所なりが労働紛争を抱えているというのは、非常に危険な状態なので、そうならないように善処しなさい。」という助言を、事前にできるようにしておかないといけないと考えています。ですから、この評価項目を改定したりするときは、労働紛争が起きていないこと、あるいは労働紛争が起きそうな要素がないか。「残業代をちゃんと払っていますか。」とか、「労働時間が本当は8時間だよ。」等の項目を入れてほしいというのが、私がさまざまところで申し上げていることです。ご検討ください。

## ○雑賀会長

ありがとうございます。なかなか厳しいというか、内容的にそれは必要ではないかなと思います。どのタイミングで改定するかというのはありますけれども、その項目の追加については、前向きに検討するというところでよろしいでしょうか。では、そういうことでお願いいたします。それ以外に何かご意見ある委員はいますか。

## ○江波戸委員

私どもの法人で、グループホームと支援ワーカーを受託させていただいておりまして、先ほどお話にもあったように、今後も日中支援型のグループホームの新規相談を多く受けている状況でございます。もし、その事業所数が今後、仮に増えていった場合の日程等についても、今後検討事項として事務局で検討いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願いいたします。

## ○事務局・加藤

評価を行う際の日程等につきましては、委員の皆様のご都合などを考慮して検討させていただければと思います。また、実施方法と新規申請時の場合についても別途考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

## ○菊田委員

評価シートの中に、「利用者の主な日中の活動について」という欄がありますが、基本的に、グループホームから日中活動への移動というのは、グループホームでは送迎とかはやらないのだろうと思います。やらないということを前提にして日中活動を進めている以上、日中活動を利用すると決まったときの移動手段について、利用者ご本人・ご家族・日中活動の事業者との、移動方法の確認みたいなことがきちんとできているかということ。移動そのものを、グループホームは担わないとは思いますが、そこは「よそで適当にやっちゃおうだい。」ではなくて、「きちんと方法は確立されているということを確認しましたよ。」という認識は、持っておいてほしいなと思います。移動方法について、きちんと確認がとれているかという項目があると、安心かなと思いました。

## ○雑賀会長

高齢・重度の方となると、ご自分で移動ということは難しかろうと思いますし、基本的に、日中の事業所の送迎ということは、想定されているだろうとは思いますが、そこが明確にきちんとしているほうが安心だなということですよ。それについては、項目として考えていければなと思います。

私、個人的にこの日中サービス支援型グループホームについては、松戸市ではきちんと運営されていると思います。本来、高齢・重度の方に向けてのホームであるということですが、必ずしも高齢・重度でなくても、つまりマストではないのですよね。ですから、そうではない方がいて、利用できて、入居できて、そしてそこでただ単純に過ごしているという事業所の例を、他の市町村

で聞いているので、そういうことがないように、松戸市では評価をしていければと思います。

議題1については、松戸市地域自立支援協議会条例第8条第1項の規定により、「協議会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる」とされていることから、「日中サービス支援型共同生活援助評価部会」を設置の上、本件を付託し、当該会議について、松戸市情報公開条例第7条第3号ア及び第5号の規定により公開しないものと考えますが、ご異議はございませんか。

ないようですので、それでは異義ないものと認め、日中サービス支援型共同生活援助評価部会を設置の上、本件を付託し、会議は非公開とします。

続いて、松戸市地域自立支援協議会条例第8条第2項の規定により、「部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する」こととなっておりますが、委員の選出について、事務局案ありますか。

#### ○事務局・加藤

事務局より選任案をご提案いたします。江波戸委員、今成委員、藤原委員、和田委員、早坂委員、以上5名です。

#### ○雑賀会長

ただいま、事務局から5名の委員の選任について提案がございました。お諮りいたします。事務局からの提案にご異議ありますか。それでは、ご異義ないものと認め、「日中サービス支援型共同生活援助評価部会」の委員には、江波戸委員、今成委員、藤原委員、和田委員、早坂委員の5名を指名し、調査審議していただくことといたします。

つづきまして、議題2「令和4年度事業 委託相談支援事業所の評価について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局・佐藤

担当の佐藤と申します。委託相談支援事業所の評価についてご説明いたします。それでは、資料2をご覧ください。

委託相談支援事業所の評価につきましては、本市の相談支援の中心的な役割を担う委託相談支援事業所について、その事業運営や活動状況の評価し、よりよい事業運営へ結びつけ、事業の質の向上を図ることを目的としております。なお、今年度は自立支援協議会の委員5名を評価担当者として選出し、リモートで評価会を実施いたしました。その後、8月に開催された第1回地域自立支援協議会内にて、ご報告等させていただいたところでございます。

来年度の委託相談支援事業所の評価のスケジュールについて、案をご説明いたします。来年度の評価対象は、中央・小金・常盤平の3圏域の基幹相談支援センターとサポートセンター沼南の計4事業所となります。評価対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間になります。2ページをご覧くださいと、実施の流れについて記載しておりますが、4月中に各事業所

が「事業報告シート」に基づいて自己評価を行い、5月中旬に評価担当員が事務局で作成した評価基準表に基づいて書類を事前審査、5月下旬にヒアリング審査を実施、7～8月に開催される令和5年度第1回松戸市地域自立支援協議会にて、評価結果を評価担当者から報告し、審議していただく予定です。

前回、協議会におきまして、委員の皆様より評価項目や報告様式についてのご意見をいただきましたので、改善案をお示ししたいと思います。

まず評価項目についてですが、お手元の資料「実施の流れ」の次のページになりますが、「令和4年度事業評価（案）」をご覧ください。

こちらは、各事業所による自己評価や、その後の評価委員による4段階評価、評価する点や改善を求める点などのコメントの記入に用いる資料になります。さらに1枚めくっていただき、評価シートの3ページ目、左上に「2 人員体制」と書いてあるページをご覧ください。

前回協議会にて、「医療的なアセスメントができる体制」や、「労働環境の整備」の項目についてご意見をいただきましたことから、事務局案といたしましては、人員体制の評価欄に、灰色の網掛けの部分2項目を追加いたしました。1項目ですが、①多様なニーズに対応できる経験のある職員の配置を行っているか。の項目のウとして、「健康・医療分野の相談に対応できる体制（医療資格職の配置の有無や関係機関との連携による対応などを記入）」を追加いたしました。2項目目ですが、人員体制の項目の②として、「人材の安定的な確保にあたり、労働環境の整備に努めているか。」項目アとして「メンタルヘルス対策」、イとして「時間外労働の削減等」についての欄を設けました。この2項目が、評価項目の追加案になります。

次に、本協議会における評価結果の報告様式の改善案といたしまして、資料2の最終ページをご覧ください。これまでは左側のレーダーチャート及びその下の委員コメントのみの構成となっておりました。前回の協議会にて、「レーダーチャートの点数の評価の経過が見えるとよい」とのご意見をいただきましたことから、評価結果の内訳として、追加と吹き出しがある右側の表になりますが、こちらを追加いたしました。加えて、レーダーチャート右側の追加の吹き出しになりますが、前年度との比較として、レーダーチャートに前年度評価の点線を残し、前年度の評価と比較できるように表示したいと考えております。

以上、前回の協議会でのご意見を踏まえまして、事務局案を作成させていただきました。それではご審議のほど、よろしく願いいたします。

## ○雑賀会長

ただいま事務局から説明がございました。つづいて、意見交換に入りたいと思います。なお、発言の際には、会場の方は事務局がタブレットをお持ちしますので、タブレットが手元に設置されてからご発言ください。リモートによるご参加の方は、お名前を発声してから、そのまま発言していただいて結構です。ご意見ございましょうか。

## ○星野委員

人員体制のところ、ありがとうございました、まさに私が申し上げたところをくんでいただいたと思います。あったらもちろんいいですけども、ないからすぐだめということではなくて、まず現状評価して、どんな体制が必要なのか。そんな検討ができるかなと思いますので、まずは「案のウ」という形で評価していただければと思います。

そして、最後のページの評価の結果の概要ですけれども、これも非常に見やすい形になったのではないかなと思います。今後、例えばですけれども、3年度分ぐらいこのような形で表示すれば、どんな変化があったのだとか、どんな施策を打つとレーダーチャートが膨らむのかだとか、そんな議論もできるかなと思いますので、非常にいいかなと思います。

そして評価点の内訳ですけれども、このような形に出ますと、評価部会に出ていない委員も、「なるほど、こんな点数だったのか」というところが一目瞭然かなと思います。前回、例えば人員体制で3.2というところ、いろんなところが3.2だったわけですけれども、3.2の中でも平均として3.2ですから、内訳が違ったわけです。この示し方ですと内訳もよくわかりますので、このとおりでやっただけだと、いいのではないかなと考えます。

## ○雑賀会長

そのほかにご意見ございますか。それでは、ご意見ないようですので、意見交換を終結します。

議題2につきましては、松戸市地域自立支援協議会条例第8条第1項に基づき、本件は「委託相談支援事業所評価部会」に付託します。

なお、本特定部会についても日中サービス支援型共同生活援助評価部会と同様に、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」であることから、会議を公開しないと考えますが、ご異議ありませんでしょうか。

それでは、ご異議ないものと認め、「委託相談支援事業所評価部会」を設置の上、本件を付託し、会議は非公開とします。

つづいて、松戸市地域自立支援協議会条例第8条第2項の規定により、「部会に属すべき委員は、評議会の委員のうちから会長が指名する」こととなっておりますが、委員の選任について、事務局案はありますか。

## ○事務局・佐藤

事務局より選任案をご提案いたします。菊田委員、平山委員、多田委員、神保委員、大友委員、以上5名です。

## ○雑賀会長

ただいま事務局から、委員の選任について提案がございました。お諮りいたします。事務局の提案にご異議はございますでしょうか。

ないようですので、ご異義ないものとし、「委託相談支援事業所評価部会」の委員については、菊田委員、平山委員、多田委員、神保委員、大友委員の5名を指名し、調査審議していただくこととします。

次に、議題3に移ります。「各専門部会の活動報告および下半期活動予定について」を議題といたします。本件につきましては、各専門部会の報告がすべて終了した後に、皆様からご意見を伺いますので、宜しくお願いいたします。

それでは、相談支援専門部会から報告を、大友委員からお願いいたします。

## ○大友委員

大友です。宜しくお願いします。

相談支援部会の下半期報告をさせていただきたいと思います。今回、調査が入っているので、かなり内容が長くなっています。ですから、かなり端折ってというか、ピックアップして報告しますので、順番には追っていきますが、そのことをご了承いただいた上でお聞きください。

部会の活動目的としましては、作成率及び質の向上を目的に、松戸市の相談支援体制の役割を共有し、支援体制の強化を図るところでやってきました。そして真中の、「具体的な取り組み」では、今年度については「ヒアリング調査の実施及び結果の取りまとめ、次年度取り組むべき内容の検討」と、「教育機関と相談支援専門員の連携」というところの2つの柱で活動してきました。

ヒアリング調査の目的としましては、相談支援体制の強化、質の向上、専門員の負担軽減、基幹相談支援センターの認知度・連携状況の現状把握、地域生活支援拠点を含めた周知となっております。これは、「基幹相談支援センターをうまく活用できているか」、「相談支援専門員のサポート体制がきちんととれているか」、「相談支援専門員たちが孤立して疲弊していないか」というところを考えながら、把握したいということが大きな目的でありました。

今回の調査では、市内の事業所の中で22事業所40名の聞き取りを行いました。対象者は事業所ごとに1時間で聞き取り、最大3名までとして行いました。聞き取り者は、部会員と基幹相談支援センターの職員が出てくださいました。基幹相談支援センターの方も出てくださいることで、実際に基幹相談支援センターの職員とここでも連携を図る、関係を深めるということも、もくろみながら実施しました。

調査内容の結果報告になりますけれども、この調査については、令和4年12月と令和5年1月の部会にて調査の振り返りと考察を行いまして、報告書を作成しました。ヒアリング報告書の取り扱いについて、この聞き取りした内容をホームページ上で公開していいかということ、聞き取った方たちに許可を得ていなかったのが、今回につきましてはこの報告書の文面をもって、内容の報告とさせていただきたいと思います。

聞き取った内容の概要についてですけれども、2ページ目の下に、基幹相談支援センターが3つの圏域ごとに配置されたことについて、回答者全員は知っていた。センターの役割・機能についても、相談機能と相談支援体制の強化、権利擁護機能については、9割の人が知っていたということでした。

基幹相談支援センターとの連携について、8割の相談員が、「基幹と連携している」と回答があり、自由回答の傾向としては、「連携してよかった」、「基幹が精神的支えになっている」という趣旨の回答が大多数でした。その反面、「動きが遅い」、「連携が取りづらい」、「高い専門性が必要な人の相談で、すぐに回答が得られなかった」というような回答も、半数以上にのぼっていたところです。

「基幹に求める役割」という項目については、「助言や専門的知識など、指導的立場として一番に期待しているが、実現には基幹は忙しそうに見える。専門性を高めるための時間もないのでは。」という理由から、基幹相談支援センターの負担軽減を求める声も半数に達していました。

次は、地域生活支援拠点のところです。5つの機能の中で、「緊急時の受け入れ対応」について、認知度は9割を超えています。そのほかの機能は十分に知られていなかったということでした。

「利用者の事前登録の方法と流れ」については、9割以上の方が認知されており、6割の方は既に事前登録を支援していました。障害種別で登録支援状況は、知的障害者72%、身体28%、精神障害11%というところになっていました。自由回答で、「緊急一時保護の利用者事前登録で課題に感じる」という項目では、「制度利用自体のハードルが高い」と感じる趣旨の発言が目立っていました。これは、この事例は緊急に当てはまるのかどうかというところでの悩みが多くて、なかなかそこで悩んでしまう、迷ってしまうというものも多かったですね。「利用者に対して、この緊急一時の保護制度を周知しているか」というところは、「周知している」というのが6割でした。

「地域生活支援拠点への事業所登録」に対しては、8割の事業所が「知っている」でしたが、やはり事業所を地域生活支援拠点に登録するということでは、「まだまだマンパワー不足です」、「忙しいです」ということで、事業所登録には進んでいないことが見受けられました。

次に、「相談支援事業所の体制」についての聞き取りでは、専任が6割、他の業務と兼務している職員が4割でした。新規に相談を受けられる事業所は63%で、自由回答として、受け入れられないのは、「多忙です」というのが多かったということです。「運営上の困難さ」では、半数以上が「報酬の少なさ」というところを一番に挙げていました。次のページに行きます。「相談支援事業所の連携と困りごと」では、事業所単体で抱えきれない困難事例を受け持っている相談員は、5割強でした。そのうち、「ひとりで抱え込まず相談できる相手がいる」、「連携してケースに対応できている」という回答が95%にのぼっていて、困難事例を抱えている割に疲弊していないというか、連携できているということで、少しうれしさを感じました。

「虐待防止」のところに行きます。「虐待発見時の通報先」は、回答者全員知っていた。「虐待防止委員会」は、85%が事業所で設置済み。90%は、運営規程にも記載していました。「虐待につながるハイリスクケースを受け持っているか」の質問には、5割以上が受け持っており、受け持った相談員の約52%が圏域の基幹相談支援センターに相談していました。

次に、「その他 相談支援専門員スキルアップ研修・相談支援専門員連絡会（サポサポ）」ですね。スキルアップ研修は、基幹相談支援センターが運営している研修です。「サポサポ」は、相談支援専門員たちが運営している連絡会というものですが、「スキルアップ研修に出ていて、知識が得られる」、「サポサポに出ていて、他の相談員と交流ができる」という回答が多くありました。「スキルアップ研修」は75%、「サポサポ」には65%の相談員が参加しているということがわかりました。

次にこれらに関する考察となります。「a 基幹支援相談支援センターについて」では、今回の調査を受けて、基幹との連携は充足していることがわかりましたが、基幹の役割を整備することにより、今後、基幹の職員の負担軽減とか、継続的な基幹の相談員の専門性の向上が必要ではないかというところが、調査結果から見られてきています。

「b 地域生活支援拠点」については、機能の中でも、緊急時の対応のイメージがとても強くて、それ以外の機能について認知度が少ないということもわかってきました。相談支援部会として、市と協力して、地域生活支援拠点の機能をもっと理解してもらう方法を模索する必要があると考えました。

「c 相談支援事業所関連」ですが、相談支援専門員は、収入につながりにくい幅広い支援を行っていて、多忙を極めている現状がわかりました。しかし、相談支援部会で危惧していたような孤立状態にあるわけではなく、相談できる相手や、連携してケースに対応できる仲間がいることも、結果として出てきていました。背景には、「スキルアップ研修」や「サポサポ」でネットワークづくりができるなど、個々の関係性ができているということが考えられます。

つづいて、「次年度の取り組みについて」ですが、さらなるヒアリング結果の読み込みを行いながら、引き続き検討を進めていきたいというところですが、このあと障害福祉課、3基幹相談支援センター連絡会議とか、地域生活支援拠点運営協議会、虐待防止ネットワーク等にヒアリング結果をご報告させていただいて、お互いの意見をキャッチボールしながら、それぞれの持つ課題、これから可能なこと等を、一緒に探っていきたいと思っています。フォローし合える横のつながり、体制づくり、面的整備を目指していくというところを考えています。

つづいて、東葛地区のスクールソーシャルワーカーの連絡会議についてです。今年度におきましては、市内で活動するスクールソーシャルワーカーや、子ども・若者の支援機関に声かけをして、お互いの現状の共有や意見交換をするところから始めました。

その意見交換をしていくところで見られたのが、障害のとらえ方やケースの対応の仕方など、お互いに学び合うことができ、連携し合う関係性は築くことができました。ただ、県立の高校生のケースの事例が多かったために、相談支援専門員が動き、障害福祉サービスにつながるケースが少なかつたのです。というのは、高校生はグレーなケースが多くて、手帳取得というところにもなかなかいていないので、福祉サービスにつなげられる事例が少なかつたというのが現状でした。

課題としては、今、相談の現場で見えているところでは、就学後から小学校中学年・高学年にかけて、学校に入ってから問題が顕在化してくるケースがとても多いわけですね。ですから、その世代の子に関して学校と連携をより深めて、必要な障害福祉サービスにつないでいける体制づくりが急ぎ求められているというところを課題として考えています。

最後に、「サポサポ」と「スキルアップ研修」は連携を続けて、ここのところで相談支援専門員たちが相談できたり、ネットワークを連携できる体制というのは、保持していこうというところなんです。

次年度の活動内容につきましては、このヒアリング結果を受けて、抽出された課題へ取り組むところはもう少し絞り出しが必要だと思っています。2番目は、スクールソーシャルワーカーとの交流の機会の継続。これはもっと、小中高生の支援にかかわっているスクールソーシャルワーカーと

か、学校と連携をもっと深めていこうとしています。3番目に「スキルアップ研修」や「サポサポ」は継続していきますというところで、次年度の活動を考えておりますというところです。相談支援部会からは以上になります。

### ○雑賀会長

次に、就労支援専門部会からの報告を、古川委員からお願いいたします。

### ○古川委員

古川です。宜しく申し上げます。

まず、就労支援部会ですが、前回の自立支援協議会でもお伝えさせていただきましたけれども、就労支援部会の主要テーマにつきましては、「一般就労と福祉的就労の行き来ができる仕組み作り」。それから、「市内で働きやすい環境や制度を整える」。それから、「福祉的就労を通した包括的な取り組みを目指す」の3点となっています。主要テーマごとにご報告させていただきます。

まず、1つ目の「一般就労と福祉的就労の行き来ができる仕組み作り」についてです。今年度のこれまでの取り組みは、令和2年に一般就労への移行調査の結果が、将来の職業生活への不安に関する相談の割合が高かったこともあって、「より安心して一般就労を目指すには、一般就労から福祉的就労へ戻ることができる体制整備が必要ではないか」との意見が挙がりまして、実際にそのようなニーズがあるのかを調査することとなりました。福祉サービスを経て一般就労している方と、過去に福祉サービスを経て就労した経験のある方、289名にアンケートを実施し、131名・45.3%の方々にご回答いただいたようです。

ただ、この結果ですけれども、福祉的就労へ戻れるような体制強化を望む声は、思ったより多くなく、戻りたいと回答した方でも、その後の不安としては、「再度就職できないのではないかと」いった不安だとか、そういったことの回答が多かったようです。「働く」といった意識を持たれている方が、とても多かったと感じる形ですね。このアンケートの結果を精査し、次年度以降にその取り組みを生かしていければということで報告を受けています。

アンケート結果につきましては、ページをめくっていただきますと、「一般就労に関するアンケート調査」をお示しさせていただきます。中身をお伝えさせていただきます。

まず、1つ目としては、「年齢と障害種別」といったところで、アンケートの調査の1つ目。ここは、割愛させていただきます。「就労状況」ということで、2-1としては「福祉的就労と一般就労を同時に利用したいという希望はありますか」。ここでは「希望する」という方が42名の32%、「希望しない」というのが86名の66%となっています。「同時に利用したい」というのは、例えば、短時間労働でお仕事されている方が、福祉サービスを活用したいなだとか、週2〜3日働いている方が、福祉サービス利用したいかななど、そのようなイメージかなと思っています。

「希望する」と答えた方に、「どんな理由がありますか」ということでは、③の「同時に利用することで、安心して一般企業で働けるから」ということですね。恐らく、福祉的就労の場の支援員にいろいろ相談しながら、またモチベーションを上げて働き続けることができるのではないかと

ような意見だったと思います。

2-3とすると、「現在の就労状況について該当する選択肢を1つ選んでください」ということで、一般就労を現在されている方々の回答数がとても多かったです。

次のページの設問3ですけれども、こちらの3-1、「現在企業に就労している期間について」ということで、回答いただいております。3-2が「就職する前の所属先を教えてください」ということで、就労移行支援事業所に通われていたという方々が一番といったところで、70人弱となっています。

「就労に関する悩みについて、周囲に相談する人はいますか」ということで、ここは、いろんなところに相談できている方々が多いのかなというような回答になっております。回答の4項目ですが、「会社」、「所属していた福祉サービス」、「ほかの支援機関」、「家族」など、相談はできているのかなと捉えられます。

次のページの3-4、「万一、仕事をやめてしまったことがあった場合、その後の活動をどうしたいと考えていますか」ということで、ここで多いのは、「所属していた福祉サービス事業所を選びたい」ということと、3の「障害者就業・生活支援センターに相談する」、それから5の「ハローワークに相談しながら、単独で転職活動をする」。この1に関して、もしかしたら福祉に戻りたいということなのでしょうけれども、3、5に関しましては、また再度一般就労していきたいという方々が、非常に多いのかなと捉えられます。

3-5「福祉的就労を再度利用したいと思うことはありますか」ということでは、こちらでは、37%の方が「ある」というような回答を得られております。3-5で「ある」と回答した方にお伺いしますということで、「福祉的就労を再度利用することになった場合、不安感がありますか」という設問では、「不安はあります」という回答が半数以上ということでした。この不安の内容としましては、「実際に戻った場合に、再度就職できないのではないかと感じている方であったり、「金銭的な不安がある」といったところですね。それから、「新たに人間関係を築くのに不安がある」というような回答となっています。

「一般就労するにあたり、どのようなサポートがあると就労しやすいですか」ということでは、「企業見学・企業実習」を選ばれているという方々が多かったです。「どのようなサポートがあると一般就労を続けやすいですか」ということでは、「定期的な面談や相談できる体制」というような回答をいただいております。

その他、一般就労にかかわるご意見・ご要望につきましては、次のページからたくさんご意見・ご要望をいただきまして、ちょっとかいつまんでお話しさせていただきます。

「仕事が少なく、手隙になると不安やストレスを感じる」、あとは「松戸市内で働く場所が少ないかな」、「継続的なサポートが必要と感じている」、または「障害者枠として企業は採用しているけれども、実際に勤めているところでは、ほぼ配慮がない」、「障害に対する理解といったところが難しく、無理をしてしまうのが現実だと思います。直接上司に配慮等を伝えていますが、企業側は仕事量に不満があるようです」だとか、「定着支援の期間をもう少し延ばしてほしい」とか、「就労移行から就職して、就職した際にはリセットするようにしてもらいたい」というようなご意見・ご要望

がありました。企業側への配慮の部分、それから支援機関に対してのご意見が多かったかなと思います。

次のページに関しましては、設問2-3で「福祉的就労」を選んだ方に対しての設問となります。「福祉的就労を選んだ理由は何ですか」ということでは、「体調不良」だったり、「職場環境に適応できなかった」というような理由で辞められて、今現在、福祉的就労で過ごされていると。

「仕事をやめるときに、どんな不安がありましたか」ということに関しては、「生活の維持」、それから「将来についての不安」、この辺がやっぱり一番大きいといったところです。

「福祉的就労に戻ろうとしたときに、どんな苦労がありましたか」ということでは、「事業所選びが大変だ」と。ですから、やっぱり定員の問題だとか、もしくは、「退職してしまったので、戻るのが少し恥ずかしくて、他の事業所にしようかな」だとか、そのような意見かなと思います。

次のページは、「福祉的就労から一般就労に再チャレンジしたいですか」といったところで、6割の方から「したい」という回答をいただいております。理由については、4-5、4-6といったところで記載があります。このようなアンケートをさせていただきまして、次年度以降、このアンケートをさらに精査しまして、次年度以降の取り組みに生かしていけるようなこととなっております。また詳しく、アンケートは、後ほど委員の方々に見ていただければと思います。

つづきまして、テーマの2つ目、「市内で働きやすい環境や制度を整える」ですけれども、松戸市における民間企業の法定雇用率達成割合というのが44.7%ということで、これは毎年ですが、決して高くはない数値を継続していることから、今年度は企業規模の研修ではなくて、業種を絞って取り組むこととなり、まずは障害者雇用なので福祉業界をターゲットにしていこうということで、研修会を2回開催することとなっております。修了後は就職までの相談体制を整えつつ、実際に雇用につながるよう、進めていくというような形を考えておりまして、その取り組みの結果をしっかりと検証し、次年度以降は、他の業種へも水平展開していけるのではないかと議論しているところでございます。

3つ目。「福祉的就労を通じた包括的な取り組みを目指す」に関しましては、就労継続支援事業所間のネットワークの構築・発展といったところを目指しているのですけれども、就労支援部会では、後方支援的な動きとなっております。本年度は、7月に一般就労へ向けての取り組みや、工賃向上の取り組みに関するグループワークを行い、各事業所間の関係強化を図ったようです。部会としても、当日のグループワークに参加するなどの協力をしています。2回目も考えておりまして、2回目は高工賃を実践している事業所見学を予定していたのですが、さまざまな理由から、開催直前で一度中止となっております。この中止の理由につきましては、恐らくコロナだとか、さまざまな問題といったことですが、改めて、就労継続ネットワークの会長、副会長で次なる方策について検討しているということになっております。

就労支援部会からは、以上となります。

## ○雑賀会長

最後に、こども専門部会からの報告を、早坂委員からお願いします。

## ○早坂委員

早坂です。宜しくお願いいたします。

こども部会としましては、部会の活動の目標としましては、「1. 障害のある子供とその家族の相談と支援についての現状と課題を把握する」「2. 障害のある子供とその家族が安心して生活するために必要な支援を検討する」。この2つの柱で活動をしてきております。部会が目指す姿としては、支援が必要な子供に抜け目なく、切れ目なく支援が提供できる。そういった姿を描きながらの活動となっております。

活動の方向としましては、下の3つの四角にライフサポートファイル、それから家族に情報を、それから早期相談支援マップ。これは事業所向けということです。この早期相談支援マップ・事業所向けといいますのは、障害がある方たちを受け入れてくださっている事業所全てですので、保育園であったり、親子DE広場であったり、幼稚園であったりと多岐にわたるところですが、そうしたところがまだまだつながりが弱いということもあって、早期相談支援マップを作成していくということになりました。結果的に、早期相談支援マップも、ライフサポートファイルも、何度か修正を加えながら活動を続けてきているという状況で、今年度に関しましては、下の具体的な取り組みというところを見ていただくのですが、ライフサポートファイルのより広範囲な広がりと同知をしていくために、発信方法の検討を進め、部会員の中で少しずつ広げてくださいという現状が出てきて、少し成果が見られてきているということです。これを継続していくということになります。

それから、「家族が安心できる情報を伝える」というところでは、なかなか研修や文言だけでは、親御さんたちは実態が描けないということがありまして、活動場所についてご協力をいただき、動画撮影・映像を基にして、お子さんに合った支援の場を選びやすくしてみるのはいかがでしょうかということで、動画の作成をいたしました。

それから早期相談支援マップにつきましては、既に事業が新しく加わっているもの、もしくは統合されたもの等々があり、それに関しまして修正を加え、ホームページなどにも書き換えをしているという状況があり、さらに事業所としてこの早期相談支援マップの使い勝手についてのアンケートを取らせていただいているという実態で、アンケートの集約は現状進めているところです。

次のページ見ていただきますと、今年度の3つの方向性についての具体的な取り組みが書かれております。今、お話したような内容ですので、ご一読いただければありがたいと思います。

次のページが、次年度に向けての活動というところになりますが、当面はこの3つのグループで、部会員ごとに情報共有しながら活動を続けるということで、令和4年度に活動してきた活動の内容を集約していくという形で、今しばらく活動を継続するというようにしております。

特に動画につきましては、研修という形で動画の紹介をし、かつ、子育てフェスティバルで今回、上映をさせていただくことになりましたので、そうした子供に関連するところでつくった動画を利用できるように、さらに障害福祉課等とも相談をし、働きかけができるといいかなというところで進んでおります。早期相談支援マップは、アンケートの集約が終わりましたら、さらに活用方法に

つきまして検討を進め、事業所がそれぞれ早期相談支援マップを基に、連携が取りやすい状況を構築していきたいと考えているという報告を受けております。

以上、こども部会からの報告とさせていただきます。

#### ○雑賀会長

各専門部会の報告をありがとうございました。

つづいて、意見交換に入りたいと思います。発言の際は、発声してご発言ください。各専門部会について、何かご質問ありますでしょうか。

#### ○星野委員

相談支援部会についてですけれども、今回、基幹相談支援センターとの連携においてということと、「動きが遅い、折り返しが遅い」等の問題と、あと専門性の問題の2つがあったかなと思います。

例えば前者については、もっとセンター数を増やすであるとか、職員を増やすということが考えられます。この高い専門性というのは、次のページを見ますと、医療的ケアだとか、重症心身障害児者についての専門性だと認識しますけれども、こういった方々に対応できるような医療職の配置そういったものが求められるかなと思います。この点に関しては、相談支援部会の皆様だったり、あと市としては、どのようなお考えでしょうか。

#### ○事務局・廣瀬課長

基幹相談支援センターを1カ所から3カ所に増設しまして、段々と軌道に乗ってきた中で、やはり1件あたりの対応につきまして、きめ細やかな対応をする中で、今いる人員で、どれだけの機動力があるかというところが、このアンケート等にも出てきているようですので、人員増、また専門職につきましても、予算があることですが、今後、そちらについても市で検討をさせていただきながら、皆さんと連携を取りやすい体制をつくっていけるような基幹相談支援センターをつくっていければと思います。また、様々なご意見をいただければと思いますので、今後とも宜しくお願いいたします。

#### ○星野委員

ありがとうございます。つづいて、緊急一時保護の利用者事前登録の課題ですけれども、ハードルが高いと感じる方がいらっしゃって、約4割が周知をされていないということでした。この背景には、「自分が相談に乗っている方が、緊急に当てはまるのか」ということで、そもそもの適応について迷って、その意味でハードルが高いと認識されているのかなと思いましたが、その理解で正しいでしょうか。

そして、どうすればそのハードルを下げられるのか。つまり、この「緊急一時保護の利用者、事前登録ですよ」というのを周知するだけではなくて、どのような方が適応なのか、そんなところまでフォーカスして周知するというのが、ハードルを下げるためには重要なのでしょうか。

## ○事務局・佐藤

緊急一時保護の要件の周知ということだと、まず、その前提といたしまして、事前登録につきましては、「計画相談がついている方は、計画相談の方を通して行う」ということになっておりますので、市から計画相談の方に、今回のヒアリング結果のフィードバックもそうですけれども、そういったことで、どういう要件であれば使えるかということをしっかりご理解いただいて、周知を広めていければ、実際利用されるご本人さんやご家族さんの理解も深まってくるかと思えます。

## ○星野委員

ありがとうございます。そのとおりだと思います。ぜひ、「ハードルが低いんだ」、「とりあえず受けとめるためには、事前登録が必要なんだ」という、そんな形で周知していただけるといいかなと思います。

最後に2点ですけれども、この「東葛地区スクールソーシャルワーカー連絡会議」や、「相談支援専門員連絡会」という会議体について教えてください。スクールソーシャルワーカーが、顔の見える関係等で連携を図っていくことは非常に大事だと思うのですが、東葛地区というのはかなり広いなと思います。ただ、実際には市内だとかという表現がありますが、これはなぜ東葛だったのでしょうか。市内でそのようなスクールソーシャルワーカーとの連絡会や職能団体みたいなものはあるのでしょうか。

また、2点目ですけれども、「相談支援専門員連絡会」ですけれども、これは市内の相談支援専門員の職能団体と考えてよろしいのでしょうか。もしそうであれば、組織率であるとか、つまりどれくらいの方が加盟しているであるとか、そんなところを教えてください。

## ○大友委員

いろいろな質問をいただきまして。今後役立つと思います。ありがとうございます。

東葛地区とは、集まったスクールソーシャルワーカーが、高校のスクールソーシャルワーカーが今回多くて、それが東葛地区スクールソーシャルワーカーの人たちが結構多かったのです。松戸市にも関わっているスクールソーシャルワーカーはいるのですが、それも高校生の高校を中心でやっている人が多かったというところからとなります。その集まった人たちが東葛地区の人たちが多かったというところから、「とりあえず名前つけないと」という流れで、ここはついたところです。実際には松戸市の教育研究所からも、スクールソーシャルワーカーの人たちが出てきてくださっていて、ただ率が東葛の人たちがどうしても多かったので、高校生の相談が今回多くなってしまっていたというところではありました。ですから、小中の子と松戸市内の事例にもっと比重を置いていきたいねというところで、「今年度については、松戸市のスクールソーシャルワーカーの連携をもっと深めていこう。そちら側の参加者も増やそう」ということで、話はしているところです。

## ○星野委員

ありがとうございます。その高校生からのというのが多かったのは、何か背景があるのですか。

### ○大友委員

今回、課題性をもっていたスクールソーシャルワーカーさんのおつながりだったのです。というのは、相談支援部会の中で、課題に学校連携の難しさがずっと挙がっていたときに、スクールソーシャルワーカーとはどんな役割があるだろうということを、部会の中で話していただいたときとかがありました。それに来てくださったのが、たまたま東葛地区のスクールソーシャルワーカーの方たちで、松戸市の方も来てくださったのですけれども、そこの方たちが「もっと相談支援というものと連携したい」という意欲はたくさんお持ちで、まずはつながって、必要性を感じている人たちから集まりましょうというところから始まったのがこの会でした。

### ○星野委員

ありがとうございます。どの職能団体も、最初はそういった人の関連というところで集まりながら組織化されていくと思いますので、いい出発なのかなと思いました。

### ○大友委員

ありがとうございます。熱い会です。

### ○星野委員

2点目はどうでしょうか。相談支援専門員連絡会に関しては、職能団体として今後も機能するかどうか、組織化率だとかというのはどうなのでしょう。

### ○大友委員

この「サポサポ」の最初の立ち上げとしては、相談支援専門員たちがつながったのが平成26年ぐらいでした。自前で始めてというところだったのですけれども、最初は相談支援専門員たちが中心だったのですけれども、福祉サービス、行政、制度を学ぶとか、いろんな地域の障害福祉サービスとつながっていくとか、いろんなことを取り入れながらずっとやっていくうちに、相談支援専門員だけではなくて、地域の多種多様の事業所が今、参加するようになっています。就労の方たちもだし、児童の方たちもだし、一番は地域包括の方たちが興味を持ってきて、現在、多く参加して下さっているというところですよ。

実際、相談支援専門員は数が少ないのですね。さっきも人数が出てきたと思いますけれど、人数の少なさであるのです。相談支援専門員としては、それぞれのつながりが大事だったり、基幹とのつながりはとても大事なのですけれども、私たちは、ネットワークづくりが重要なところになりますので、皆さんがここで一緒に学びたい、一緒に考えていきたいというところを思えば、「じゃあ、いろんな人たちと連携していきましょう。」ということで、かなり幅広い方たちが参加している状況になります。

それに比べて、スキルアップ研修をそこに引き込んだのは、スキルアップ研修自体が基幹相談支

援センターとの連携というか、基幹とのパイプをもっと強くしようとか、3環境区で地域性を強くして、相談支援専門員を強くしていこうということがあります。そのところは、もう少し相談支援専門員に絞り込んだものにしてやっていき、「サポサポ」については地域のネットワークづくり、お互いの励ましみたいなところを重視してやっているということです。

#### ○星野委員

ありがとうございます。確かにネットワークというのと職能団体が、少し役割として毛色が異なるということは理解しました。

一方で、計画相談の作成率が、「資料6」を見ると年々低下していたりだとか、先ほどの「やっぱり報酬が少ない」という問題であったりだとか、職能団体ご自身が議論して市に提言する。そんなシナリオも今後あるかもしれませんので、例えばですけど、この組織が相談支援事業所で構成されるような職能団体といったようなものが今後できていくと、非常に議論が活性化するのではないかなと思います。ぜひ、ご検討ください。

#### ○今成委員

就労支援部会のアンケート結果は、非常に詳細に評価されていて、このアンケート結果を、今後どのような形で示していくのかとか、何か具体的に部会として、まずアンケート結果そのものを、例えば、何か別の形で、アンケート結果を示していただくのか。あるいはその結果を、今度はどう評価して、さらにどんなふうこれを活動として取り組みとして反映させていくのかというところのお話も、聞かせていただければと思います。お願いいたします。

#### ○古川委員

まず、このアンケート結果につきまして、何か公表をして、答えてくれた方々にお返しするといったところは、一応要望としても挙がってはいるのですが、具体的な内容も結構入っていたりするので、この辺の公表は少し差し控えた方がいいかなと考えております。ただ、このアンケートを基に、「働く」といったところの送り出し、または支援体制、企業側への理解だとか、この辺のところをもう少し強めていかなければいけないというような話し合いになったようです。

次年度以降に関しては、昨年度完成したチャレンジロードマップを、もう少しボリュームをつけていこうと、いわゆる働く体制の部分は、もう少し具体的に、「就労移行から働いて、離職した場合のこと」だとか、就労継続からの部分でも、チャレンジロードマップにはたくさん書いてあったのですが、社会資源も変わってきていたり、法制度、雇用率の部分も上がってくるというような状況もあるので、就労移行の方々にも、職員さんまたは利用者さんにも、「手に取って、就労支援のこと、松戸市内の就労支援体制についてわかるような冊子をつくっていこう」というようなことを検討したいということは、報告で挙がっております。

### ○今成委員

ありがとうございます。確かに就労移行の事業所は、今、松戸市内、あるいはその周辺も含めると多くなっていると思うので、すごく有効かなと思いました。ありがとうございます。

### ○江波戸委員

就労支援部会のアンケート調査は、今成委員がおっしゃるとおり、とても素晴らしい内容だと思います。本内容の2番ですね。就労状況等の中で、福祉的就労と一般企業の併用という欄があると思うのですが、現在、地域活動支援センターの中では、一般就労をしながら、やはり「余暇」だったり、「社会的なつながり」といった利用者のニーズが多数見受けられます。本件に関しては、障害福祉課のご判断も当然あると思うのですが、本アンケート結果を受けて、また再度、障害福祉課内でも協議いただけたら幸いです。宜しく願いいたします。

### ○今成委員

子ども部会で動画作成されて、私はまだ、この動画の中身をよく知らなくて、これから、ぜひ見させていただければと思うのですが、今後、部会内で上映会とか、あるいは子ども・子育てフェスティバルで上映予定ということです。その反応を受けて、例えば、さらにもう少し拡散していくみたいなお考えとかはあるのですか。

### ○早坂委員

初めて動画作成をしている状況ですが、例えば、親御さんたちが今、児童発達支援とか放課後等デイサービスと言いましても、いろんな色合いのものがありまして。特に保母さんたちや幼稚園の先生方、子どもに関わる方など皆さんそうですが、どこもみな同じことをやっているという情報の共有になってしまっています。そこをもう少し具体的に知っていただくことで、お子さんによって違う困り感の部分に適した、適切な療育につなげていくために、「取り組みを具体的に見ていただくということを試みてみましょう」ということで、動画作成に至っているようです。

ですので、それらを踏まえて見ていただいて、反響をいただきながら、実際どんなものがよりあるとわかりやすいのかということ構築して、進めていく流れになっているということです。

### ○今成委員

ありがとうございます。視覚に訴えて情報を発信するのは、すごく伝わりやすいだろうと思います。あと、今の時代にきっと合っているのだろうなというところなので、すごく楽しみにというか、期待しております。ありがとうございます。

### ○早坂委員

ありがとうございます。ただ、今、本当に逆に個人情報難しいので、お子さんたちの顔を写さないように上手にやるですとか、動画作成についてはいろいろ苦労もありますので、その辺も含め

て上手な画像の情報提供というのを、勉強していかなければいけないかなという課題も出てきておりました。

#### ○今成委員

はい、ありがとうございます。

#### ○雑賀会長

それでは、ないようでしたら、報告事項に移りたいと思います。報告事項につきましては、後ほど一括質疑の時間を設けますので、まず、「地域生活支援拠点の運用状況について」事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局・島田

議題4の「地域生活支援拠点の運用状況」ですが、島田よりご説明いたします。資料の4をご覧ください。

まず、地域生活支援拠点の整備について、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、改めて説明をさせていただきます。資料の上段に記載されておりますが、地域生活支援拠点等整備とは、障害のある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能として、①相談、②緊急時の受け入れ対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを地域の実情に応じて整備し、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築することです。

目的は2つありまして、1つ目は緊急時の相談や、短期入所等の体制を整備することで、地域における生活の安心感を担保することです。2つ目は、体験の機会の提供を通じて、障害のある方の地域での生活を支援することになります。松戸市では、既存の資源の活用やネットワークの強化による整備体制である面的整備型で進めており、令和3年10月から運用を開始いたしました。

機能を担う機関については、イメージ図の中断の少し上の部分に記載しておりますが、3つの基幹相談支援センターおよび緊急一時保護運営事業所の松里福祉会が、①～⑤の機能を担っております。加えて、地域生活支援拠点の事業所として、各機能を担える市内の事業所を、随時手挙げ方式で募集し、市で登録を行っております。

地域生活支援拠点の中でも、特に市民の方々に直結する機能である「緊急時の受け入れ・対応」につきましては、松戸市が松里福祉会へ委託し、緊急一時保護として短期入所事業所にベッドを2床確保し、家族等の介護者の急病や事故などの理由で、残された本人が居住生活を維持できない場合に、1週間程度、短期入所施設を利用できる体制となっております。当該短期入室の利用に当たっては、原則、対象者の事前登録が必要となり、緊急時には相談支援事業者を通して松里福祉会へ連絡し、事前登録の情報に基づいて入所の調整を図ることとなっております。

次に、生活支援拠点の運営状況を説明いたします。令和5年1月13日に、地域生活支援拠点運営協議会を開催し、事業所登録状況や緊急一時保護等の運営状況の共有や、課題検討を行いました。運用状況としましては、地域生活支援拠点の機能を担う事業所として、12月末時点で3事業所の

登録をいただいております、内訳としては、①の相談の機能を担う計画相談事業所が2事業所、③の体験の機会や場の機能を担う、就労継続支援B型の事業所が1事業所になります。

続けて、資料4の2枚目、「松戸市地域生活支援拠点運営状況について」をご覧ください。前回の運営協議会における課題への取り組みといたしまして、2点報告いたします。

1つ目に、相談支援事業者への周知を行うものの、登録事業所数が増えないことが挙げられておりましたが、これに対する取り組みとして、市からの声掛けによる登録の促進により、新たに相談支援事業所2事業所に手挙げいただくことができ、本日2月1日から運用開始となりました。これにより、地域生活支援拠点の相談機能を担う事業所は2事業所から4事業所となり、「体験の機会」を担う1事業所と合わせると、登録事業所は全部で5事業所となっております。

2つ目の課題として、資料中段部分になりますが、緊急一時保護の利用促進に向けた周知についてです。今年度の新たな取り組みとして、令和4年6月より、緊急一時支援の対象者となるサービス利用者へ、毎月下旬に市から利用者宛てに発送しているサービスの更新案内に、緊急一時支援のチラシの同封を開始し、周知を図りました。その結果、チラシを見て登録したいという方からの問い合わせが増え、令和4年7月末の事前登録者数51名から、12月末時点で99名まで増加が見られたことから、利用者への周知は確実に進んでいると思われまます。

また、12月末時点で体験利用者数は延べ244名、実人数が80名程度、緊急一時支援利用者は4名と、こちらについても一定の増加が見られている状況です。なお緊急一時利用者につきましては、イメージ図右上の表の※の部分では、令和5年1月に1名利用ありとお伝えしておりますが、ここからさらに1名の利用がありました。このことから、令和5年1月末の時点では、6名の利用となっております。

次に、第1回自立支援協議会にて報告させていただいたとおり、先ほども大友委員からお話がありました、相談支援部会が下半期に実施した、市内の相談支援事業所を対象としたヒアリングの結果について、1月に相談支援部会から地域生活支援拠点運営協議会に結果を提供していただきまして、現状の把握と課題に対しての協議をさせていただきました。

地域生活支援拠点の事前登録についてのヒアリング結果としましては、相談支援事業所が手挙げしない理由として、「多忙で登録に至らない」こと、「登録のメリットやデメリットがわからない」など、利用者の実情を把握するとともに、地域生活支援拠点の仕組みについての事業所の理解が不十分であることがわかりました。

また、緊急一時保護の利用についてのヒアリング結果としては、「相談支援事業所における緊急利用のハードルが高い」などの認識や、「医療的ケアが必要な方の受け皿がなく、登録を断念」など、緊急一時利用の要件の認識に差が生じていることや、医療的ケアに対応できる体制についての課題があることがわかりました。

今後の方向性としていたしましては、登録事業者につきましては各種機能の充実を目指して、医療的ケアが必要な方の対応ができる事業所への登録の働きかけなど、相談支援事業所に限らず、登録事業所数の増加を図るなど、地域全体での整備を進めてまいりたいと考えております。

また、緊急一時保護の利用に関しましては、今回のヒアリングにより相談支援事業者と認識のギ

チャップがあることが判明したため、相談支援部会に事前登録の流れや要件などを、フィードバックしてまいります。加えて、緊急一時の受け入れの可否については、個別の対応や判断による部分もあるため、実績を積み重ねて、実際に緊急利用ができた件数を相談支援部会にて共有していただくなど、緊急利用のイメージを持っていただくことで、事前登録の促進に繋がればと考えております。さらに、緊急一時の周知方法につきましても、相談支援部会と連携し、運営協議会でも引き続き効果的な方法を検討してまいります。以上、地域生活支援拠点の運営状況についての報告となります。

## ○事務局・豊永

つづきまして、議題5「松戸市障害者虐待防止ネットワーク活動について」ご報告いたします。障害福祉課の豊永と申します。

資料5「松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業」と書かれた資料を、お手元にご用意いただければと思います。松戸市障害者虐待防止ネットワークは、障害者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図り、また障害者差別解消の取り組みを、効果的かつ円滑に行うために活動を行っております。これより、事業計画に伴う本年度の事業実施内容について、一部抜粋してご説明をさせていただきます。

まず、障害者虐待の予防、早期発見、早期対応および再発防止の対策強化、障害を理由とする差別を解消するための取り組みとして、2月18日に虐待防止・差別解消の市民向け講演会を開催いたします。また、2月7日には差別解消の市民向け研修会も開催いたします。

次に、関係機関および民間団体との連携強化、民間団体への支援に関する取り組みとして、令和4年11月29日に虐待防止・差別解消の従事者向け研修会を実施いたしました。また、障害者虐待防止ネットワーク担当者会議を定期開催し、虐待・差別事例の検討や振り返りを行っております。次のページは、お時間があるときにご一読いただければと思います。

続いて、令和4年度活動実績についてご説明をさせていただきます。(1)の(ア)松戸市障害者虐待防止ネットワーク全体会については、令和4年度第1回は5月13日に開催。第2回は今月27日に開催予定となっております。(イ)の松戸市障害者虐待防止ネットワーク担当者会議は、奇数月の第4金曜日に開催し、主に講演会や研修会についての検討、また虐待・差別に関する事例の報告と検証を行っております。

(2)は、障害者虐待と障害者差別の件数報告となります。令和4年度の件数につきましては、年度途中のため、11月末までの数値となっております。令和4年度養護者虐待の通報件数は31件、虐待認定件数は10件。施設従事者虐待の通報件数は15件、虐待認定件数は6件。使用者虐待の通報件数は8件、虐待認定件数は0件となっております。昨年の同時期と比較をしますと、虐待通報の件数は増加傾向にありますので、年間の件数としては増加するものと予想しております。

続いて、障害者差別の件数ですが、令和4年度の相談受理件数が2件。内訳は、不当な差別的取り扱い1件、合理的配慮の不提供1件となっております。

次のページをご覧ください。つづいて、令和4年度事業の課題と評価について、一部抜粋してご

説明をいたします。「予防・早期発見」の課題として、虐待の予防・早期発見のための環境づくりを進める必要性がありました。評価ですが、虐待防止のパンフレットの配布。また、昨年作成いたしました権利擁護マニュアルを市内障害福祉事業所 343 ヲ所に配布し、障害者虐待防止法の周知や啓発を行いました。

次に「対応」の課題として、基幹相談支援センターと連携し、虐待や差別の対応を迅速に行う必要性がありました。評価ですが、虐待通報受理時は速やかに初動会議を開催し、基幹相談支援センターと連携して情報収集を行うことで、迅速に対応方針を定めました。

次に、「差別解消」の課題として、障害者差別解消法の周知・啓発を行う必要性がありました。評価ですが、差別解消法のリーフレットや権利擁護マニュアルの配布、また施設従事者向け研修会を実施することで周知・啓発に務めました。

次のページをご覧ください。最後に令和5年度の取り組み案について、一部抜粋してご説明いたします。まず「予防・早期発見」ですが、今までの取り組みを継続しつつ、松戸市 SNS (twitter や facebook) の活用や、新たにパートナー口座を開催する予定としております。

次に「資質向上」については、コア会議、虐待防止ネットワーク担当者会議にて支援実施の振り返りを継続実施するとともに、月1回ケースワーカーで対応方針を協議する場を持ち、資質向上に努めてまいります。

次に「差別解消」については、民間事業所訪問時にリーフレットや権利擁護マニュアルの配布、またパートナー講座の開催を予定しております。

次の「要因分析」は、新たな取り組みとなります。虐待予防・早期終結に向けた取り組みなど、虐待防止・虐待対応についての効果的な取り組みを検討するに当たり、今後は虐待事案の要因分析を進めてまいります。令和5年度は初年度ということで、要因分析の方法について内部で協議を進めてまいります。

次年度は、パートナー講座や要因分析など、新たな取り組みを進めていながら、障害者虐待の防止、差別解消に向けて事業を推進してまいります。以上、松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動についての報告となります。

## ○事務局・式田

事務局・式田です。つづきまして、松戸市内の指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所につきましては、本市が障害者総合支援法、並びに児童福祉法の規定に基づいて事業所の指定を行っておりますため、指定特定相談支援事業所等の現状についてご報告させていただきます。

それでは、お手元の資料の6「松戸市指定特定相談支援事業所等の現状について」をご覧くださいければと思います。

まず、表にあります、現時点における本市の事業所指定状況となります。まず指定状況につきましては、令和5年2月現在をもちまして、基幹相談支援センターを含めて、27 ヲ所の特定相談支援事業所と22 ヲ所の障害児相談支援事業所が運営している状況でございます。

次に、手厚い支援体制への整備や、専門性の高い人員の配置に応じて認められる、事業所加算の

取得状況に関してご報告させていただきます。現在、機能強化型サービス利用支援費の届け出があった事業所が4カ所ございます。また、そのほかに、行動障害支援体制加算を取得している事業所が2カ所、要医療児者支援体制加算をしている事業所が2カ所、精神障害者支援体制加算を取得している事業所が6カ所となっております。また、地域生活支援拠点につきましては、先ほどの議題4でご説明したとおり、相談支援事業所につきましては2カ所増えまして、計4事業所となっております。

次に、裏のページをご覧くださいと、松戸市の計画相談作成率の直近の進捗状況についてとなります。先ほど、専門部会の説明の際に星野委員からも触れていただきましたが、資料には直近3年の数値を記載しているところがございますが、ここ3年に関しましては、作成率が減少傾向にあります。その理由といたしましては、年々障害福祉サービスの支給決定者数が増えている一方で、計画を作成する相談支援専門員数の減少が確認され、このことが作成率減少の要因の一つとして考えられます。

相談支援専門員に計画を作成してもらうメリットとしましては、本人のニーズに基づき適切なサービス利用の提案を受けられることや、各事業所から一体的な支援を受けられることなどが挙げられます。基本的には、計画を作成してもらうことが望ましいところではありますが、一方で定期的な計画の見直し、モニタリングであったりをする際に、居宅等を訪問して行う必要がありますので、相談支援専門員との日時の調整が難しい場合であったりとか、複雑な支援計画を求めるのではなく、単一の事業所のみを希望される利用者様によっては、あえてセルフプランを希望する利用者も一定数おります。しかしながら、数字が減少していることは事実としてございます。

また、今年度実施しました次期障害者計画策定に伴う基礎調査の1つに、障害福祉サービス等事業者へアンケート調査を実施したのですが、その調査結果を取りまとめたところ、「相談支援事業所の人員不足」と回答している割合が、ほかの障害福祉サービス事業所と比較し相対的に高く、利用者からの依頼に対し、人員体制等を理由に断った割合が高いことを確認しております。

このことから、より適切なサービス利用に寄与し、計画相談利用希望者に対応するためにも、今後の事業所に対しての支援の検討が必要と考えておりますとともに、基幹相談支援センター、また相談支援事業所等、市内の相談支援体制における連携のさらなる構築が必要だと考えておりますので、相談支援部会にも協力を仰ぎながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

つづいて、地域の相談支援事業者の人材育成の支援としましては、本市では、各基幹相談支援センター主催により、相談支援に従事する者の資質の向上を目的とした相談支援専門員向けのスキルアップ研修を、年3回実施しているところでございます。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、すべての研修会において、リモートにより行いました。

つづきまして、相談支援事業所の指導状況について報告させていただきます。例年、概ね3年に1回を目途、もしくは新規指定を受けた事業所を対象に、適切に事業が運営されているかどうかを確認するために、障害福祉課職員が事業所に直接訪問させていただき、実地指導をおこなっております。今年度の対象事業者は、令和3年度に新規指定を受けた4カ所を加えた計10事業者に対して、令和4年11月の9～29日の期間に、各事業所内で実施いたしました。これら10事業者に対

し、改善すべき事項などの指導結果を1月上旬に通知をさせていただいたところでございます。

現在、運営の改善状況の報告が必要とされる事業所には、改善報告書を提出していただくよう求めているところです。今後、該当事業所から提出された改善報告書により、是正改善されているかどうか確認をさせていただいた上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、その他に、市内相談支援事業所全体に対しましては、来月3月15日に実施予定の相談事業者連絡協議会として相談支援事業所を対象に集団指導を行い、今年度の実地指導の総括、その他運営上の留意事項等について指導することを予定しております。今後も引き続き、市内相談支援事業所に対しましては、指定権者として適切な指導および情報提供等を行ってまいりたいと思っております。以上、報告とさせていただきます。

### ○雑賀会長

ただいま地域生活拠点の運用状況、松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動について、松戸市指定特定相談支援事業者の現状について、事務局から報告がありましたが、内容について何かご質問等がありますでしょうか。

### ○星野委員

資料の5、松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業ですけれども、3ページ目です。障害者差別についてですが、令和元年度から4年度分を見ていると、だんだんと相談受件数は減っています。令和4年は11月末日の情報ですけれど、2件になっているということです。これは、どのようなものが原因・背景としてあり得るのか。このようなリーフレットであるとか、権利擁護マニュアルの配布等によって、その施策が有効に働いて減っているということなのか。何らかの相談をするというモチベーションというか、何らかの動機づけみたいなものが少なくなっているかなど。市が把握していらっしゃるような背景についてお教えてください。

### ○事務局・豊永

差別解消の件ですけれども、数値を見ると減少傾向にあるのが事実です。リーフレットを配布する中で広報活動を行っているのですが、まだまだ周知が足りない部分は、現状としてあります。

令和3年度には障害者差別解消法の改正がありまして、3年以内に民間事業者の「合理的配慮の提供」というのが義務化されるという形になっておりますので、先ほど少しお話ししたのですけれども、新たな取り組みとしてパートナー講座なども実施する予定として考えております。

私たち市の職員が、直接パートナー講座を通して地域の方にお話をする事で、より周知を図っていきたく思っております。数値としても、減るというよりは上がってくる可能性というのも十分考えられますので、この減っているっていうものは、広報・周知不足っていうのが1つ大きな原因としてあると思いますので、新しい取り組みというものを令和5年度から進めていきたく思っております。

### ○星野委員

そもそも、そういった問題を知らなければ、相談として挙げることもないということなので、しっかりみんなに周知をしていく。その点として、パートナー講座という手法を新たに導入していくということですね。ありがとうございます。正しい方針だと思います。

### ○江波戸委員

地域生活支援拠点の件でのお願いと、質問になります。まず、お願いとしまして、先ほど島田さんのご説明で、サービス受給者証の更新案内書類にチラシを同封されたということですが、それを受け取った利用者側からの混乱が、相談支援専門員向けに多く受けられているということがありました。ですので、もしそういった方法を行うようでしたら、相談支援専門員にも、そのフォローを含めたご案内をいただけたらと思います。

こちらは質問になるのですが、表面の登録事業所の部分ですね。体験の機会や場の提供を行う事業所に、「グループホーム」という文言がありますが、グループホームも登録対象となるのでしょうか。教えていただければと思います。

### ○事務局・佐藤

地域生活支援拠点ですが、事業所を地域生活支援拠点として登録すると、国の仕組みではあるのですが、加算がつくということになります。グループホームについては、今回、加算の対象にはなっていないのですが、拠点として手を仮に挙げていただければ、それはとてもありがたいことですので、拠点の登録の対象の事業所になると考えております。

### ○江波戸委員

ありがとうございます。

### ○早坂委員

地域生活支援拠点の整備の件ですが、実際上、緊急一時での利用も、まだまだならない。もしくは、拠点そのものも少ないという現状だと思います。子供の場合、どうしても児童相談所に、先に相談が行くという傾向だと思います。ただし、児童相談所の緊急一時保護は、現状、被虐待児で常にいっぱいだと聞きます。被虐待児ではなく、家族の問題であるとか、行動障害を呈してしまっている中学生以上の学童・生徒という年齢の人たちに対して、家族の救済も含めた一時保護をする場所というのが、実情はないと思われます。

これはまだ、きちっとアンケートを取ってということではないので、個人的な意見になると思うのですが、親御さんの中には、やはり年齢によって、大人の施設等や大人のグループホームに預けることに、ものすごく大きな抵抗をもっていらっしゃる方がいます。やはり支援ノウハウが違うということや、実際に大人の中で、自分の子供がどんなふうに通わせるのかというイメージがでないということで、二の足を踏んで、苦しいけれども預けないという方も現実にはいらっしゃる

ます。ですので、この緊急一時や、それから短期入所に関して、大人と子供を切り分けた地域の生活支援拠点のあり方というのは、今後検討していただきたいと思います。現状は、意見として出させていただきます。

### ○雑賀会長

そうですね。緊急の定義に照らし合わせて対応できているところと、緊急のような感じだけでも、相談で来た時点で、短期入所に対応できるよねという場合は、短期入所に対応している場合があったりとかする、ケースがあると思います。児童は、私の施設では児童の緊急な相談があつての対応というのをやっていますけれど、多分そういうのはカウントされてないのかなと思ったりします。実際に、早坂委員のおっしゃるように、大人の施設での短期入所もそうだし、日中の場というのは、なかなか難しかろうと思いますけれど、必要なのかなと思います。

先ほど、グループホームの登録の件がありましたけれど、個人的には「グループホームの体験とは何だろうな」と正直思います。グループホームは住まいですので、住んでいるところに、どうやって体験に行くのかなというような気がします。もともと、そもそも定義は「住まい」ですから。であれば、日中型のグループホームの中にある、併設されている短期入所で、そこがグループホームの体験というような形になるのかなとイメージはします。

他に何か、ご意見ございますか。

### ○菊田委員

同じように地域生活支援拠点についての質問ですけれども、この資料4で書いてある図は、何度となく一保護者として見ています。やはりこの中で、体験利用というところと、相談というのは、既に相談支援を受けている人の方が今は多いわけで、その相談と何が違うんだらうってということが、わかりにくいってところが1点。この体験利用というところにしても、例えば、学校卒業後の進路を考えるとときには、この体験という、その地域生活支援拠点の体験利用という形ではなく、学校経由であったり、個人的に希望する事業所だったりに連絡をして、体験というのは実際たくさん行われています。コロナのことがあって、少し今はいつもとは違うかもしれないけれども、体験というのは実際たくさん行われているので、それとの差がわかりづらいと感じます。

やはり、ここでの体験や相談というのは、「相談支援事業者を通してください」というお願いがついているので、このチラシを見たときに、すごく利用者側からするとわかりづらさを感じます。やはりこれだと、緊急一時のところだけがクローズアップされてしまうのはしょうがないのかなという印象を受けるので、利用者側に渡すチラシには、もう少しわかりやすさがあるといいと思います。

### ○大友委員

資料5のところですね。3枚目のところの要因分析についてなんですけれども、これが非常に重要だなと今すごく相談の立場からも感じています。「児童」も含め、いろんな家庭に出会っていると、すごく家庭の孤立化というのが本当に目についてきます。本当に私の周囲のところ、見ていると

いうところでの事例ですけれども、お母さん1人で踏ん張っているとか、ご両親2人で踏ん張って、おじいちゃんおばあちゃんたちはいないとか、もう親戚とは切れてしまったとか。その中で、少し課題がある。特に「児童」の子たち、課題のある子たちに出会ってしまったりすると、もう向き合い方がわからない。この子のこの行動にどうしたらいいか。もともと発達の課題がない子でも、泣いたのが受け入れられない。誰もどう関わっていいか教えてくれないで、疲弊している家庭が増えていると思っています。

ですから、そういう事例も含めてですが、虐待に至ってしまう前の予防という観点から、予防・早期発見。早期発見なんかより、何よりもそういう家庭をつくらないとか、先ほど早坂委員もおっしゃっていたように、そういう行動障害の子たちを1回引き取ってくれる場所ができるとか、そういうお母さんたちを休ませられるとか、何かそういったことですね。

全体的に、その人が虐待に至ってしまったどんな要因があるのか。そういう環境に陥ってしまった要因があるのかっていうところを、本当に早期に探っていかないと、どんどん家庭の孤立化というか、人の孤立化は進んでいると感じるので、その視点をぜひ、まず深めていってほしいなと思います。早急に進めていかなければならない問題だなど、相談の現場からは感じているので、お願いしたいと申し上げたいところで、発言させていただきました。

#### ○藤木委員

地域生活支援拠点のことなのですけれども、医療ケアの方たちの対応できる事業所がないということで、今後医療ケアが必要な方への対応ができる事業所の登録の働きかけってことができました。やはり、これを働きかけても、一事業所ではなかなか対応しきれない。医療ケアだけではなくて、重度の方ですとか、それから精神・知的の方でも専門性が必要な場合には、なかなか事業所単位では登録に手が挙げられないような状況があるのかなという気がします。

実際のケースに応じてからでもいいと思うのですけれども、地域生活支援拠点運営協議会の方たちの中で、こういうケースの場合はどう対応していったらいいのか、医療との連携も含めて、やはり市全体として考えていかなければいけない問題というのがあるのではないかなという気がいたしました。

#### ○雑賀会長

ありがとうございます。そうですね。医療的ケアについては、もう大分言われて久しいところです。なんとか医ケアを受けられるところ、医ケアの幅が広いですからね。喀痰吸引から、もっと医療専門的なものもあるでしょうし、現状で喀痰をできる人を各施設事業所に介護福祉士がいると思いますけど、その人たちは実際に喀痰吸引ができるかという、実際は研修を受ければできるはずだけど、できない人もいます。そういうことを広げていくとかということも、この医ケアを受けられるということで、広がりにつながるのではないかと思います。

先ほど、星野委員からの提案があって、評価の中に医療的なケアの評価とあってできましたけれど、基幹相談支援センターの職員の中でそういう専門的に医療資格を持った方がいて、それで喀痰

の指導ができるとかっていうことになってくれば、それは市として評価してとかっていうことは、考えていただければなと思ったりします。

それでは質疑を終了しまして、時間を超過しましたがけれども、有意義な協議ができました。進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。今後も皆様のご協力をお願いしていきたいと思えます。はい、以上をもちまして議事を終了しまして、事務局にお返しします。

#### ○事務局・佐々木

委員の皆様、ありがとうございました。最後に、連絡事項をお伝えいたします。本協議会の次回の予定についてです。次回の本協議会は、夏頃に開催を予定しております。日程が近くなりましたら皆様にご案内させていただきますので、ご出席のご配慮のほどをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、『令和4年度第2回松戸市地域自立支援協議会』を閉会いたします。ありがとうございました。

(以上)